平成8年3月29日 要綱第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者が就労等のため取得した自動車の改造を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で身体障害者用自動車改造費助成金(以下「助成金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

- 第2条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 本市に居住する者
 - (2) 上肢,下肢又は体幹機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (3) 前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯に属する者
 - (4) 就労等社会参加のために自らが所有し、運転する自動車の改造を必要とする者
 - (5) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第91条の規定による条件が付された自動車運転免許を受けている者(自動車運転免許を受けようとする者で受けた場合に当該条件が付される可能性のあるものを含む。)

(助成対象経費及び助成金額)

- 第3条 助成対象経費は自動車の操向装置,駆動装置等の一部を前条第5号の条件に合致 するよう改造するために要する経費とし,助成金は100,00円を限度とする。
- 2 助成金の交付は、1助成対象者につき1回限りとする。ただし、前条第5号の条件が変更され、改造に係る自動車を更に改造する場合又は改造に係る自動車を買換え等により変更する場合は、この限りでない。

(助成金の交付申請)

- 第4条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(様式 第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければなら ない。
 - (1) 所要経費の見積書

(2) 身体障害者手帳の写し

(助成金の交付決定)

- 第5条 市長は,前条の申請書を受理した場合は,その内容を審査し,適当と認めたときは,必要な条件を付して助成金の交付を決定し,速やかに申請者に通知するものとする。 (助成事業の完了)
- 第6条 市長から助成金の交付決定の通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、 当該年度中に自動車の改造及び登録(自動車運転免許を取得するため自動車の改造及び 登録をする者にあっては、その取得を含む。以下これらを「助成事業」という。)を完 了しなければならない。

(助成事業の中止及び廃止)

第7条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、助成事業中止 (廃止) 承認申請書 (様式第2号) を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 第8条 助成事業者は、助成事業完了後速やかに、助成事業完了報告書(様式第3号)に 次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 改造部分の写真
 - (2) 所要経費の精算書(又は請求書)
 - (3) 車検証の写し
 - (4) 自動車運転免許証の写し

(助成金の確定)

第9条 市長は、前条の完了報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて 調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、その旨を助成事業者に通知す るものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、助成金請求書 (様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 助成事業者は、助成金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第13条 市長は、助成事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金 交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に助成金が 交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命じることができる。
 - (1) この要綱及び助成金交付の条件に違反したとき。
 - (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
 - (3) その他助成事業の施行について不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 助成事業者は、助成事業に係る証拠書類を整備し、助成事業終了の年度の翌年 度から起算して5年間保管しなければならない。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日要綱第48号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日要綱第25号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第2条第5号及び第3条の規定は、この要綱の施行の日以後 に助成金の交付申請を行う者から適用し、同日前に助成金の交付申請を行った者につい ては、なお従前の例による。

付 則(平成28年7月11日要綱第59号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際,第1条の規定による改正前の松山市巡回入浴サービス事業実施 要綱の様式による用紙及び第2条の規定による改正前の松山市身体障害者用自動車改造 費助成事業実施要綱の様式による用紙で,現に残存するものは,所要の修正を加え,な お使用することができる。